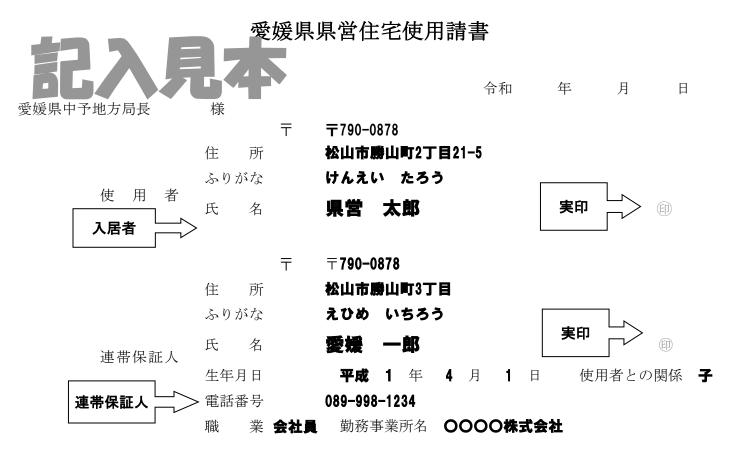
(表)



使用者は、下記県営住宅に入居するに当たり、次に掲げる事項を始めとする公営住宅に関する法令、愛媛県県営住宅管理条例(昭和35年愛媛県条例第15号)及び愛媛県県営住宅管理条例施行規則(昭和35年愛媛県規則第19号)並びにこれらの規定に基づく管理上の指示を遵守します。

- (1)家賃は、毎月末日までにその月分を納付し、滞納することがないようにすること。
- (2) 裏面記載の県営住宅及び共同施設の修繕に要する費用を負担すること。
- (3)県営住宅又は共同施設は、その使用について必要な注意を払い、これらを正常な状態において、維持すること。
- (4)自己の責めに帰すべき事由によって県営住宅又は共同施設を滅失し、又は毀損したときは、これを原状に回復し、又は損害を賠償すること。
- (5)周辺の生活環境を乱し、又は他人に迷惑を及ぼす行為は、しないこと。

連帯保証人は、使用者と連帯して家賃その他の下記県営住宅の使用に係る債務を負担し、万一使用者が当該債務を履行しない場合は、直ちに使用者に代わり履行します。

記

県営住宅の所在地

県営住宅の名称等

団地 棟第 号

県営住宅の構造

家賃 1月

高C人人。 四天_{医時}) 平方メートル

連帯保証に係る極度額

円 (入居時の家賃18か月分)

注 連帯保証人を要しない場合は、不要の文字を抹消すること。

修繕費用の負担

1 使用者が入居中の県営住宅及び共同施設の修繕費用は、次の表の左欄に掲げる施設及び同表の中欄に掲げる修繕内容の区分に応じ、同表の右欄に○印がある者が負担する。

施設	修繕内容	負担区分	
		使用者	団地
県営住宅	1 畳表及び畳縁の交換	0	
	2 内壁及び壁紙の軽微な修理、塗替え等	0	
	3 ガラスの取替え並びにふすま、戸ぶすま、障子及び網戸の張替え	0	
	4 建具の軽微な修理	0	
	る排水設備に係る消耗品の交換及び軽微な修理 (6に該当するものを除 く。)	0	
	6 給排水設備に係る消耗品の交換及び軽微な修理(共同水栓及び散水栓に 係るものに限る。)		0
	7 電気設備に係る消耗品の交換 (8に該当するものを除く。)	0	
	8 電気設備に係る消耗品の交換(共用部分に係るものに限る。)		0
共同施設	9 集会所に係る修繕のうち、1から8までに掲げるもの		0
	10 公園、遊具等の保全、軽微な修復及び整地		0
	11 樹木の消毒及び施肥、小さな樹木の伐採及びせん定並びに草刈り		\circ
	12 集会所、公園、汚水処理施設その他共同施設の清掃、維持管理及び消耗 品の交換		\circ

備考 この表において「団地」とは、団地の入居者全員をいう。

- 2 使用者は、県営住宅から退去する際、使用期間にかかわらず、当該県営住宅の畳表の交換、ふすま及び障子の張替え並びに室内及び周辺の清掃を使用者の負担において実施する。
- 3 2に規定するもののほか、使用者は、県営住宅から退去する際、当該県営住宅の原状回復に要する費用を負担する。